

目 次

施設基準パーフェクトブック2024年度版Ⅱ ～実務で使える届出と管理～									頁
第4章 特掲診療料の施設基準等									
1. 通則関連									2
区分・ 様式番号等	名称	受理番号 略称	施設基準 告示	施設基準 通知	適時重 点項目	新設 項目	届出 不要		頁
	届出の通則		第一			★			2
	施設基準の通則		第二			★			2
	特掲診療料の施設基準等			第1		★			2
	届出に関する手続き			第2		★			3
	届出受理後の措置等			第3		★			19
2. 医学管理等									20
区分・ 様式番号等	名称	受理番号 略称	施設基準 告示	施設基準 通知	適時重 点項目	新設 項目	届出 不要		頁
通則3、通則4、 通則5、通則6	外来感染対策向上加算、発熱患者等対応加算、連携強化加算、サーベイランス強化加算、抗菌薬剤適正使用体制加算						◆		20
B000	特定疾患療養管理料に規定する疾患		第三	一	別添1		—		22
B000 注5	特定疾患療養管理料／情報通信機器を用いた診療			一の二	第1		◆		22
B001 1 注2	ウイルス疾患指導料（HIV感染者）	（ウ指）		二(1)	第1の2 1				24
B001 1 注3	ウイルス疾患指導料／情報通信機器を用いた診療	（ウ指）		二(1)の2	第1の2 2		◆		24
B001 2	特定薬剤治療管理料1の対象患者			二(2)			—		26
B001 4	小児特定疾患カウンセリング料の対象患者			二(2)の2			—		29
B001 4 注2	小児特定疾患カウンセリング料／情報通信機器を用いた診療			二(2)の2の2	第1の2の2	○	◆		29
B001 5 注6	小児科療養指導料／情報通信機器を用いた診療			二(2)の3	第1の3		◆		31
B001 6 注6	てんかん指導料／情報通信機器を用いた診療			二(2)の4	第1の4		◆		33
B001 7 注6	難病外来指導管理料／対象疾患及び情報通信機器を用いた診療			二(3) 二(3)の2	第1の5		◆		34
B001 8 注4	皮膚科特定疾患指導管理料／対象疾患及び情報通信機器を用いた診療			二(4)(5) (5)の2	第1の5の2		◆		36
B001 9 注2	外来栄養食事指導料／外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対する栄養食事指導	（外来食指）		二(6)	第1の6 1	★			38
B001 9 注3	外来栄養食事指導料／外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対する専門的な栄養食事指導	（がん専栄）		二(6)の2の2	第1の6 2	★			38
B001 9 B001 10	外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料の対象患者			二(6)の2			—		39
B001 11	集団栄養食事指導料に規定する特別食			二(6)の3			—		39
B001 12 注4	心臓ペースメーカー指導管理料／植込型除細動器移行期加算			二(6)の4	第1の7 1		◆		43
B001 12 注5	心臓ペースメーカー指導管理料／遠隔モニタリング加算	（遠隔ベ）		二(6)の5	第1の7 2	★			43
B001 14	高度難聴指導管理料			二(7)	第2		◆		45
B001 15 注3	慢性維持透析患者外来医学管理料／腎代替療法実績加算			二(7)の2	第2の2	★			47
B001 16 注2	喘息治療管理料／重度喘息患者治療管理加算	（喘管）		二(8)	第3				49
B001 18 注5	小児悪性腫瘍患者指導管理料／情報通信機器を用いた診療			二(8)の2	第3の2		◆		51
B001 20	糖尿病合併症管理料	（糖管）		二(9)	第4				52
B001 21	耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料の対象患者			二(10)			—		54
B001 22	がん性疼痛緩和指導管理料	（がん疼）		二(11)	第4の2 1				55
B001 22 注2	がん性疼痛緩和指導管理料／難治性がん性疼痛緩和指導料加算	（難がん疼）		二(11)の2	第4の2 2	○			55
B001 22 注4	がん性疼痛緩和指導管理料／情報通信機器を用いた診療			二(11)の3	第4の2 3		◆		55
B001 23	がん患者指導管理料	（がん指イ ～ニ）		二(12)イ～ハ	第4の3 1～4				57
B001 23 注7	がん患者指導管理料／情報通信機器を用いた診療			二(12)ニ	第4の3 5		◆		57
B001 24	外来緩和ケア管理料	（外緩）		二(13)	第4の4 1				61

区分・ 様式番号等	名称	受理番号 略称	施設基準 告示	施設基準 通知	適時重 点項目	新設 項目	届出 不要	頁
B001 24 注 4	外来緩和ケア管理料（特定地域）	（外緩）		二〇三〇ハ				61
B001 24 注 5	外来緩和ケア管理料／情報通信機器を用いた診療			二〇三二	第 4 の 4 2		◆	61
B001 25 イ	移植後患者指導管理料（イ 臓器移植後）	（移植臓器）		二〇三イ	第 4 の 5 1			64
B001 25 ロ	移植後患者指導管理料（ロ 造血幹細胞移植後）	（移植管造）		二〇三ロ	第 4 の 5 2			64
B001 25 注 3	移植後患者指導管理料／情報通信機器を用いた診療			二〇三ロ	第 4 の 5 3		◆	64
B001 27	糖尿病透析予防指導管理料	（糖防管）		二〇三イロ	第 4 の 6 1			66
B001 27 注 3	糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）	（糖防管）		二〇三ハニ				66
B001 27 注 4	糖尿病透析予防指導管理料／高度腎機能障害患者指導加算	（糖防管）		二〇三ホ	第 4 の 6 1 (9)			66
B001 27 注 5	糖尿病透析予防指導管理料／情報通信機器を用いた診療			二〇三ヘ	第 4 の 6 2		◆	66
B001 28	小児運動器疾患指導管理料	（小連指管）		二〇三	第 4 の 7			69
B001 29	乳腺炎重症化予防ケア・指導料	（乳腺ケア）		二〇三	第 4 の 8	★		71
B001 30	婦人科特定疾患治療管理料	（婦特管）		二〇三	第 4 の 9	★		73
B001 31	腎代替療法指導管理料	（腎代替管）		二〇三イロ	第 4 の 10 1	★		74
B001 31 注 3	腎代替療法指導管理料／情報通信機器を用いた診療			二〇三ハ	第 4 の 10 2		◆	74
B001 32	一般不妊治療管理料	（一妊管）		二〇三	第 4 の 11	★		76
B001 33	生殖補助医療管理料	（生補管 1 ～ 2）		二〇三	第 4 の 12	★		78
B001 34	二次性骨折予防継続管理料	（二骨管 1） （二骨継 2 ～ 3）		二〇三	第 4 の 13	★		81
B001 35	アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料			二〇三	第 4 の 14		◆	83
B001 36	下肢創傷処置管理料	（下創管）		二〇三	第 4 の 15	★		84
B001 37	慢性腎臓病透析予防指導管理料	（腎防管）		二〇三イロ	第 4 の 16 1		○	85
B001 37 注 3	慢性腎臓病透析予防指導管理料／情報通信機器を用いた診療			二〇三ハ	第 4 の 16 2		○ ◆	85
B001-2 注 2	小児科外来診療料／注 2 に規定する厚生労働大臣が定める薬剤			三			—	88
B001-2 注 4	小児科外来診療料／小児抗菌薬適正使用支援加算			三の二	第 5		◆	88
B001-2-2	地域連携小児夜間・休日診療料	（小夜 1 ～ 2）		四	第 6			90
B001-2-3 注 2	乳幼児育児栄養指導料／情報通信機器を用いた診療			四の二	第 6 の 3 2		◆	92
B001-2-4	地域連携夜間・休日診療料	（夜）		四の三	第 6 の 3			93
B001-2-5	院内トリアージ実施料	（トリ）		四の四	第 6 の 4			95
B001-2-6	夜間休日救急搬送医学管理料			四の五(1)	第 6 の 5 1		◆	96
B001-2-6 注 3	夜間休日救急搬送医学管理料／救急搬送看護体制加算	（救搬看護体）		四の五(2)(3)	第 6 の 5 2、3	★		96
B001-2-7	外来リハビリテーション診療料			四の六	第 6 の 6		◆	98
B001-2-8	外来放射線照射診療料	（放射診）		四の七	第 6 の 7			100
B001-2-9	地域包括診療料	（地包診）		四の八	第 6 の 8			102
B001-2-10	認知症地域包括診療料			四の八の二	第 6 の 8 2		◆	107
B001-2-11	小児かかりつけ診療料	（小か診 1 ～ 2）		四の八の三 (1)(2)	第 6 の 8 3、1、2			109
B001-2-11 注 4	小児かかりつけ診療料／小児抗菌薬適正使用支援加算			四の八の三 (3)	第 6 の 8 3、3		◆	109
B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料	（外化診 1 ～ 3）		四の八の四 (1)～(3)	第 6 の 8 4、1～3	★		112
B001-2-12 注 1	外来腫瘍化学療法診療料／厚生労働大臣が定める外来化学療法			四の八の四 (4)			—	112
B001-2-12 注 8	外来腫瘍化学療法診療料／連携充実加算	（外化連）		四の八の四 (5)	第 6 の 8 4、4	★		112
B001-2-12 注 9	外来腫瘍化学療法診療料／がん薬物療法体制充実加算	（外化薬）		四の八の四 (6)	第 6 の 8 4、5		○	112
B001-3	生活習慣病管理料(I)			四の九(1)	第 6 の 9 1		◆	119
B001-3 注 4	生活習慣病管理料(I)／外来データ提出加算	（外データ 提）		四の九(2)	第 6 の 9 2、3	★		119
B001-3-3	生活習慣病管理料(II)			四の九(1)	第 6 の 9 1		○ ◆	119
B001-3-3 注 4	生活習慣病管理料(II)／外来データ提出加算	（外データ 提）		四の九(2)	第 6 の 9 2、3	★	○	119

- 数に含まれ、別に算定できない。
- (2) 死体から死体皮膚を採取・保存するために要する全ての費用は、所定点数に含まれ別に請求できない。

- (3) 皮膚を移植する場合においては、日本組織移植学会が作成した「ヒト組織を利用する医療行為の安全性確保・保存・使用に関するガイドライン」を遵守している場合に限り算定する。

K019-2 自家脂肪注入

<通則4>

通知

別添1 第57の8の3 自家脂肪注入

1 自家脂肪注入に関する施設基準

- (1) 形成外科を標榜している病院であること。
- (2) 形成外科の経験を5年以上有する常勤の医師が2名以上配置されており、そのうち1名以上が形成外科について10年以上の経験を有していること。
- (3) 関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修を修了し、その旨が登録されている医師が1名以上配置されていること。
- (4) 耳鼻咽喉科の専門的な研修の経験を10年以上有

している常勤の医師が1名以上配置されており、連携して手術を行うこと。

- (5) 緊急手術の体制が整備されていること。
- (6) 関係学会から示されている指針に基づき、自家脂肪注入が適切に実施されていること。

2 届出に関する事項

自家脂肪注入の施設基準に係る届出は、別添2の様式87の24を用いること。

【疑義解釈】

2022.6.7 その12

問7 区分番号「K019-2」自家脂肪注入の施設基準において、

- ① 「関係学会から示されている指針」とは、具体的には何を指すのか。
- ② 医師に求める「関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

答 それぞれ以下のとおり。

- ① 現時点では、日本形成外科学会及び日本乳房オンコプラスティックサージャリー学会が作成した「再建を目的とした自家脂肪注入に対する適正施行基準（2017年版）」を指す。
- ② 現時点では、「日本形成外科学会E-learning自家脂肪注入術特別セミナー」が該当する。

算定（診療報酬）告示

K019-2 自家脂肪注入

1 50mL未満

22,900点

2 50mL以上100mL未満

30,530点

3 100mL以上

38,160点

算定（診療報酬）通知

第10部 手術

K019-2 自家脂肪注入

- (1) 自家脂肪注入は、鼻咽喉頭閉鎖不全の鼻漏改善を目的として行った場合に、原則として1患者の同一部位の同一疾患に対して1回

のみの算定であり、1回行った後に再度行っても算定できない。

- (2) 自家脂肪採取に係る費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (3) 注入した脂肪量に応じて所定の点数を算定する。なお、当該注入量を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

K022 組織拡張器による再建手術（一連につき）
1 乳房（再建手術）の場合

<通則4>

通知

別添1 第57の9 組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合に限る。）

- 1 組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合に限る。）に関する施設基準

- (1) 形成外科又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している医師若しくはその指導下で研

算定（診療報酬）通知

第10部 手術

K281-2 網膜再建術

- (1) 未熟児網膜症、先天異常に伴う網膜剥離（主に家族性滲出性硝子体網膜症又は第1次硝子体過形成遺残）及び外傷による眼球破裂に対して実施した場合に算定する。なお、未熟児網膜症及び先

天異常に伴う網膜剥離にあっては、線維血管増殖によって起こる、黄斑を脅かす網膜部分剥離又は網膜全剥離の状態をいい、眼球破裂例にあっては強膜の3分の1を超える破裂創があり、眼球内容物の脱出を認める状態をいう。

- (2) 関係学会の定める指針を遵守すること。

K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術
K320-2 人工中耳植込術、K328 人工内耳植込術
K328-2 植込型骨導補聴器移植術
K328-3 植込型骨導補聴器交換術

<通則4>

通 知

別添1 第61 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術

- 1 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術に関する施設基準
- (1) 耳鼻咽喉科を標榜している病院であること。
 - (2) 内耳又は中耳の手術が年間30例以上あること。
 - (3) 常勤の耳鼻咽喉科の医師が3名以上配置されており、このうち2名以上は耳鼻咽喉科の経験を5年以上有しており、1名は少なくとも1例以上の人工内耳植込術の経験を有していること。
 - (4) 言語聴覚療法に専従する職員が2名以上配置されていること。なお、届出を行う保険医療機関と密接な連携を有する保険医療機関で植込型骨導補

聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術を実施した患者のリハビリテーションを行う場合は、リハビリテーションを実施する施設に常勤の耳鼻咽喉科医師が1名以上及び言語聴覚療法に専従する職員が2名以上配置されていれば差し支えない。

2 届出に関する事項

植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術の施設基準に係る届出は、別添2の様式52及び様式55を用いること。

【疑義解釈】

2022.3.31 その1

問241 区分番号「K305-2」植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術における「関連学会の定める適応基準」とは、具体

的には何を指すのか。

答 現時点では、日本耳科学会の「骨導インプラントBONE BRIDGEの適応基準」を指す。

算定（診療報酬）告示

K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術	24,490点
K320-2 人工中耳植込術	32,140点
K328 人工内耳植込術	40,810点

K328-2 植込型骨導補聴器移植術	10,620点
K328-3 植込型骨導補聴器交換術	1,840点

算定（診療報酬）通知

第10部 手術

K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術

植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術は、関連学会の定める適応基準に合致する難聴患者に対して実施した場合に算定する。

K328-3 植込型骨導補聴器交換術

接合子付骨導端子又は骨導端子の交換術を実施した場合に算定し、音振動変換器のみ交換した場合は算定できない。